

第一章 「磐井の乱」とその後

篠川賢

## はじめに

「磐井の乱」は、北九州の豪族である磐井が、ヲホド大王（継体天皇）を頂点とするヤマト政権と戦って敗れた事件である。本報告に与えられた課題は、「グローバル権力」としてのヤマト政権と地方豪族」であるが、ヤマト政権の「グローバル化」の指標の一つとして、地方支配制度の形成ということがあげられるであろう。ヤマト政権の地方支配制度の中心は国造制であったと考えられるが、先に筆者は、西日本に国造制が施行されたのは、「磐井の乱」を契機とした六世紀中頃に求めらると述べた。<sup>1)</sup>ここでは、改めて「磐井の乱」後に注目し、「磐井の乱」の意義について考えてみることにしたい。

### 一 「磐井の乱」関係史料とその信憑性

「磐井の乱」について、最も詳しい記事を載せているのは『日本書紀』である。ほかに、『古事記』、『筑後国風土記』逸文（『日本紀』卷十三所引）、『先代旧事本紀』卷十「国造本紀」などにも関係記事がみえ、いずれも継体朝の出来事として伝えられている。一つの事件について、これだけ多くの文献に記事が残されているというのは古代においてはめずらしく、「磐井の乱」が、八世紀以降の人々にも大きな事件として認識されていたことが知られる。まずは、これらの関係記事を掲げておこう。

#### A 『日本書紀』継体天皇二十一年六月～二十二年十一月条

廿一年夏六月壬辰朔甲午、近江毛野臣、率衆六万、欲下往任那、為復興建新羅所破南加羅・喙已吞、而合任那上。於是、筑紫国造磐井、陰謀叛逆、猶預経年。恐事難成、恒伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野軍。於是、磐井掩抛火豊二国、勿使修職。外邀海路、誘致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢戰船、内遮遣

任那<sup>一</sup>毛野軍、乱語揚言曰、今為<sup>二</sup>使者、昔為<sup>三</sup>吾伴、摩<sup>レ</sup>肩触<sup>レ</sup>肘、共器同食。安得<sup>四</sup>率爾為<sup>レ</sup>使、俾<sup>三</sup>余自<sup>二</sup>伏爾前、遂戰而不<sup>レ</sup>受。驕而自矜。是以、毛野臣、乃見<sup>二</sup>防遏、中途淹滯。天皇詔<sup>二</sup>大伴大連金村・物部大連鹿鹿火・許勢大臣男人等<sup>一</sup>曰、筑紫磐井反掩、有<sup>二</sup>西戎之地。今誰可<sup>レ</sup>將者。大伴大連等僉曰、正直仁勇通<sup>二</sup>於兵事、今無<sup>レ</sup>出<sup>三</sup>於鹿鹿火右。天皇曰、可。

秋八月辛卯朔、詔曰、咨、大連、惟茲磐井弗<sup>レ</sup>率。汝徂征。物部鹿鹿火大連再拜言、嗟、夫磐井西戎之奸猾。負<sup>二</sup>川阻<sup>一</sup>而不<sup>レ</sup>庭。憑<sup>二</sup>山峻<sup>一</sup>而称<sup>レ</sup>乱。敗<sup>レ</sup>德反<sup>レ</sup>道。侮嫚自賢。在昔道臣、爰及<sup>二</sup>室屋、助<sup>レ</sup>帝而罰。拯<sup>二</sup>民塗炭、彼此一時。唯天所<sup>レ</sup>贊、臣恒所<sup>レ</sup>重。能不<sup>二</sup>恭伐。詔曰、良將之軍也、施<sup>レ</sup>恩推<sup>レ</sup>惠、恕<sup>レ</sup>己治<sup>レ</sup>人。攻如<sup>二</sup>河決、戰如<sup>二</sup>風發。重詔曰、大將民之司命。社稷存亡、於是乎在。勗哉。恭行<sup>二</sup>天罰。天皇親操<sup>レ</sup>斧鉞、授<sup>二</sup>大連<sup>一</sup>曰、長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。專行<sup>二</sup>賞罰。勿<sup>二</sup>煩類奏<sup>一</sup>。

廿二年冬十一月甲寅朔甲子、大將軍物部大連鹿鹿火、親与<sup>二</sup>賊帥磐井、交<sup>二</sup>戰於筑紫御井郡。旗鼓相望、埃塵相接。決<sup>二</sup>機兩陣之間、不<sup>レ</sup>避<sup>二</sup>万死之地。遂斬<sup>二</sup>磐井、果<sup>レ</sup>定<sup>二</sup>疆場。

## B 『古事記』 継体天皇段

品太王五世孫、袁本杼命、坐<sup>二</sup>伊波礼之玉穗宮、治<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>也。(中略) 此御世、竺紫君石井、不<sup>レ</sup>從<sup>二</sup>天皇之命<sup>一</sup>而、多无<sup>レ</sup>礼。故、遣<sup>二</sup>物部荒甲之大連、大伴之金村連二人<sup>一</sup>而、殺<sup>二</sup>石井<sup>一</sup>也。

## C 『筑後国風土記』 逸文 (『釈日本紀』 卷十三所引)

筑後国風土記曰、上妻県。県南二里、有<sup>二</sup>筑紫君磐井之墓墳。高七丈、周六十丈。墓田南北各六十丈、東西各卅丈。石人石盾各六十枚、交陣成<sup>レ</sup>行、周<sup>二</sup>匝四面。当<sup>二</sup>東北角、有<sup>二</sup>一別区。号曰<sup>二</sup>衝頭<sup>一</sup> (衝頭政所也)。其中有<sup>二</sup>一石人、縦容立<sup>レ</sup>地。号曰<sup>二</sup>解部。前有<sup>二</sup>一人、裸形伏<sup>レ</sup>地。号曰<sup>二</sup>偷人<sup>一</sup> (生為<sup>レ</sup>偷猪仍擬<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>罪)。側有<sup>二</sup>一石猪四頭。号<sup>二</sup>臧物<sup>一</sup> (臧物盗物也)。彼処亦有<sup>二</sup>石馬三疋・石殿三間・石蔵二間。古老伝曰、当<sup>二</sup>雄大迹天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不<sup>レ</sup>偃<sup>二</sup>皇風。生平之時、預造<sup>二</sup>此墓。俄而官軍動發、欲<sup>レ</sup>襲之間、知<sup>二</sup>勢不<sup>レ</sup>勝、独自遁<sup>二</sup>于豊前国上膳県、終<sup>二</sup>于南山峻嶺

之曲。於是、官軍追尋失蹤。士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭。古老伝曰、上妻県、多有篤疾、蓋由茲歟。  
D 『先代旧事本紀』『国造本紀』伊吉嶋造条

磐余玉穂朝。伐石井従者新羅海辺人天津水凝後上毛布直造。

問題は、これらの記事内容の信憑性であるが、最も詳しいAの『日本書紀』を、そのまま事実の伝えとみる事ができないのは明らかである。たとえば、二十一年八月朔条に記す継体の詔と物部鹿鹿火の言は、『芸文類聚』を利用した作文である。<sup>②</sup>つとに坂本太郎は、Aは潤色が著しく、Bの『古事記』に記されている程度のことだが、もとの事実の伝承であろうと述べている。<sup>③</sup>首肯すべき見解と考えるが、ただ、なぜそのような作文がなされたのか、またその作文から事実を推定することはできないのか、これらの点は考えてみる必要がある。

まず、Aによれば、「磐井の乱」は、継体二十一年（五二七）にはじまった事件であり、その直接の原因は、新羅に破られた南加羅と喙己吞を復興するために「任那」に派遣した近江毛野臣の軍を、磐井がさえぎったためとされる。三品彰英は、継体二十三年条にも新羅の南加羅侵攻の記事があることから、近江毛野臣の朝鮮派遣はその後のこととすべきであり、「磐井の乱」と毛野臣の派遣とは本来別の伝えであったものを、『日本書紀』編者が結びつけたにすぎないとした。<sup>④</sup>たしかにその可能性は高いのではないかと思う。しかし、新羅の南加羅への侵攻が何回にもわたって行われたとするならば、毛野臣の派遣が継体二十一年であったとして不自然ではない。朝鮮半島に渡ってからの毛野臣の行動は、継体二十三年条・二十四年条に詳しく記されており、これらの記事は、日本側の伝えだけではなく、『百濟本記』にも基づいた記事と考えられる。この時期、毛野臣が朝鮮半島に派遣されたことは事実とみてよいであろう。

また、Aには、新羅が磐井に賄賂を送って毛野臣の軍をさえぎるよう勧めたとも書かれているが、三品の指摘のとおりであれば、これも編者の作文ということになる。Aには、磐井は毛野臣に対して「今為使者、昔為吾伴、摩肩触肘、共器同食。安得率爾為使、俾余自伏欄前」と乱語揚言したとあるが、磐井のこのような言葉が『日本書紀』編纂段階に

記録として残されていたとは考え難く、これが編者の作文であることは間違いないであろう。

しかし、磐井がヤマト政権と戦ったのが事実とするならば、新羅と磐井が結ぶのは、きわめて自然なことといえよう。当時、新羅は、ヤマト政権と結んで南部伽耶地域への領土拡張を進めていた百済に対抗して、やはり同地域への進出をはかっていたのである。新羅が磐井に賄賂を送ったことや、磐井の毛野臣への乱語揚言は編者の作文であったとしても、そのような文をしたのは、磐井と新羅が結んだという事実が伝えられていたため、と考えることは可能であろう。

この点に関して注意されるのは、Dの「国造本紀」の記述である。これによれば、継体朝に、磐井の従者である新羅の海浜人を伐った人物（あるいはその後裔）が初代伊吉（耆岐）嶋造に任命されたというのである。磐井と新羅が結んだということは、事実と考えてよいであろう。毛野臣の派遣と「磐井の乱」とが本来別の伝えであったとしても、「磐井の乱」と、朝鮮半島の情勢や、ヤマト政権の外交方針とが無関係であったということにはならない。

なお、磐井の毛野臣への乱語揚言の記述については、磐井の中央出仕の経験という事実に基づくという見方もある。稲荷山古墳出土鉄剣銘や江田船山古墳出土大刀銘からは、すでに五世紀後半のワカタケル大王（雄略天皇）の時代において、各地の豪族が中央に出仕していたことが知られる。したがって、磐井がそのような経験を持った人物であった可能性は否定できない。しかし、右の記述は、磐井がもともとヤマト政権に従属していたこと、すなわち、「磐井の乱」が反乱であることを強調しようとした作文とみる方がよいと思う。このことは、Aにおいてのみ磐井が「国造」と記されていることとも対応していると考えられる。

次に、Aによれば、磐井は筑紫だけではなく火・豊の二国にもその勢力を張っていたとされるが、この点はいかがであるうか。

磐井が新羅と結んだのが事実であるならば、磐井の勢力は、新羅からも高く評価されていたことになる。磐井の墓については、Cの『筑後国風土記』逸文に詳しい記事があり、その墳丘規模や墓域についての記述のほかに、東南隅に「衝頭」と呼ばれる別区があること、そこで裁判が行われていたこと、その別区と墳丘の周囲には多くの石造物が立て並べられていた

ことなどが記されている。この墓に該当するのが、福岡県八女市の岩戸山古墳である。<sup>(7)</sup>

岩戸山古墳は、六世紀前半の築造と制定される全長約一四〇メートルの前方後円墳であり、十数基の前方後円墳と三〇〇基ほどの円墳から構成される八女古墳群中の最大規模の古墳である。また北部九州全体の中でも最大であり、この時期の古墳としては、畿内地域の最大級の古墳に比べてもひげをとらない。墳丘の東北部には方形の平坦部（造り出し）があり、Cにいう「衝頭」に相当する。その平坦部や墳丘から、石人・石馬・石鞍などの石造物が多数発見されていることも、Cの記述と対応している。そしてそのような石造物は、八女古墳群中の石人山古墳（五世紀代の築造と推定される全長約一一〇メートルの前方後円墳）や岩戸山古墳を中心に、福岡・大分・佐賀・熊本・宮崎などの各県の古墳に分布するのである。

柳沢一男は、八女古墳群中の大型古墳をはじめとする有明海沿岸地域の大型古墳には、石人・石馬などの石造物に加えて、阿蘇凝灰岩製の横口式家形石棺、筑肥型と呼ぶ特異な横穴式石室という共通した要素がみとめられるとし、この地域の首長間には有明首長連合と呼ぶべき広域の政治的結合があったとしている。<sup>(8)</sup> 八女古墳群の造営集団が、岩戸山古墳の段階において、ひろく九州北部にその勢力を広げていたことは間違いないであろう。

次に、Aでは、「磐井の乱」鎮圧のために將軍として派遣されたのは物部麿鹿火であったとされ、Bの『古事記』では、「物部荒甲之大連」（物部麿鹿火）と、「大伴之金村連」の二人が遣わされたとされる点はどうであろうか。

B程度のこと本来の事実の伝えとする坂本太郎の見解に従うならば、事実としては、大伴金村も「磐井の乱」の鎮圧に派遣されたことになる。Aの八月朔条に記される物部麿鹿火の言は、「在昔道臣、爰及三室屋、助帝而罰」とあることからすると、もとは大伴金村の言として作文されたものであろう。道臣は、神武天皇東征の際に先導役を務めたとされる大伴氏の祖であり、室屋は、雄略天皇から武烈天皇までの五代にわたって大連として仕えたとされる大伴室屋のことである。坂本太郎は、この部分の記述を、大伴氏の家記に基づいて作られた文章に、二次的に物部氏の立場からの修正が加えられたものと述べている。<sup>(9)</sup> おそらくそのとおりであり、事実としては、大伴金村と物部麿鹿火の二人が派遣されて磐井を討つたのであるが、大伴氏の家記では、それを大伴氏の功績とした伝えになっており、『日本書紀』編者は、最初それに基づき、『云文類聚』

を利用した文章を作ったが、その後さらに、物部氏の立場から、鹿鹿火が派遣されたというように変更された、という経緯が推定されるのである。

次に、Aでは、物部鹿鹿火が筑紫の御井郡の戦いで自ら磐井を斬ったとされ、Cでは、磐井は豊前国の上膳県に逃れてそこで死んだとされる点は、どのように考えられるのであろうか。Aは、物部鹿鹿火（本来は大伴金村）の活躍を劇的に描くその書きぶりからも、事実の伝えとは考え難い。また、Cの伝えも、逆に磐井の立場からの叙述という面があり、やはりそのまま事実の伝えとみることができないであらう。

Cにおいても、磐井は「豪強暴虐、不<sub>レ</sub>偃<sub>二</sub>皇風<sub>一</sub>」とされるが、ここでは、「官軍」が急に攻めてきたとしており、Aにおける「磐井の乱」とは、明らかに異なった認識をうかがうことができる。磐井を見失った「官軍」が腹いせに石人の手や石馬の頭を打ち落したため、上妻県の人に篤疾者が多いというのは、風土記編纂時に実際に存在した伝承とみられるが、ここにも、「官軍」に対する反発や、磐井に対する同情が見て取れるであらう。「磐井の乱」の実際の経過は、不明としなければならぬ。なお、Cの伝えからは、磐井の勢力が豊前国にまでおよんでいたということも、うかがうことができる。

以上、A B C Dの記事内容の信憑性についてみてきたが、それらを総合して考えるならば、磐井の事件がヲホド大王の時代の出来事であったこと、磐井は新羅と結んだこと、磐井の勢力は北部九州地域に広く及んでいたこと、磐井がヲホド大王側（ヤマト政権側）に敗れたこと、磐井を討つのに大伴金村と物部鹿鹿火が派遣されたこと、などは事実と認めてよいであらう。

## 二 「磐井の乱」の性格と「磐井の乱」後

「磐井の乱」の性格については、その研究が本格化した一九五〇年代はじめ頃においては、ヤマト政権に対する反乱とみるのが一般的であった。「磐井の乱」の背景には、ヤマト政権のたびかさなる朝鮮半島出兵のために負担を強いられてきた

北九州地域の人々の反発があつたとみられていたのである。<sup>10)</sup>そしてその後もしばらく、このような見方が継承されていった。

しかし、一九七〇年代中頃になると、「磐井の乱」を反乱ではなく、国家形成期に生じた国土統一戦争であるとする見解が提唱されるようになった。鬼頭清明は、日本における民族の形成の端緒として「磐井の乱」をとらえ、吉田晶は、磐井の権力を、首長連合の形態をとる部族同盟の最高首長であることを基礎に、さらに地域的な国家形成の方向へ歩みはじめた段階にあつたとした。<sup>11)</sup>また山尾幸久は、「磐井の乱」は実際には五三〇年に起き、それによってヤマト政権に権力移動が行われ、新しい大王（欽明天皇）のもとで磐井に対する軍事的勝利が達成されたという独自の見解を提示した。<sup>12)</sup>

その後、一九七八年に稲荷山古墳出土鉄剣銘が発見され、五世紀後半のワカタケル大王の段階には、いまだ氏姓制・部民制・国造制・屯倉制などのヤマト政権の支配制度は、その成立の前段階にあるとみられるようになり、それらの制度は、六世紀に整えられていったとする見方が一般的になった。このことが、「磐井の乱」を国土統一戦争とする見方と対応し、ヤマト政権の地方支配制度は、「磐井の乱」を契機として成立したとの見解が有力になったのである。筆者もそのように考える一人である。

「磐井の乱」当時における磐井の権力の性格をめぐることは、いまだに共通した理解は得られていない。しかし、吉田晶が説いたように、単なる地域首長連合の最高首長という地位は超えつつあつたとみてよいであろう。磐井の権力が「地域的な国家形成」に向かつていたとする点には問題もあろうが、近年においても、地域の統一王権に成長しつつあつたという見方が示されている。<sup>13)</sup>

吉田は、Cの『筑後国風土記』の裁判の記事を重視し、「衙頭」において罪人を裁くという描写を、磐井が自身の政庁における裁判権の行使を表したものとしたが、この点については、Cの裁判の記述は、あくまで「別区」の様々な石造物を説明する風土記編者の作文であり、そこから磐井の権力構造を論ずることはできないとの批判がある。<sup>14)</sup>もっともな批判であり、Cの裁判の描写については、たしかにそのとおりであると思う。ただ、そのような「別区」を有するという特徴を持つ岩戸山古墳（磐井の墳墓）の存在自体は、他の首長墓と異なるところであり、注意されるべきであろう。

一方、「磐井の乱」後にこの地域にヤマト政権の地方支配制度が施行されていたということは、『日本書紀』の記事そのものからも推測することができる。

第一に、「磐井の乱」後に国造制が施行されたと考えるにあたって注意されるのは、Aの最後に「遂斬<sup>二</sup>磐井<sup>一</sup>、果定<sup>二</sup>疆場<sup>一</sup>」と記されている点である。この記述も、事実に基づくということではなく、Aの記事を作成する段階での作文であった可能性が高い。しかし、そのような作文がなされたのは、磐井を討ったのちに境を定めたという認識が、Aの作者に存在していたからであろう。

一方、記紀において、国造制の施行がその国造の国(クニ)の境界の設定をとまなうものであったと認識されていることは明らかである。

E 『古事記』成務天皇段

定<sup>二</sup>賜大國小國之國造、亦定<sup>二</sup>賜國國之境、及大県小県之県主<sup>一</sup>也。

F 『日本書紀』成務天皇五年九月条

令<sup>二</sup>諸國、以國郡立<sup>二</sup>造長、県邑置<sup>二</sup>稻置<sup>一</sup>。並賜<sup>二</sup>盾矛<sup>一</sup>以為<sup>レ</sup>表。則隔<sup>二</sup>山河<sup>一</sup>而分<sup>二</sup>国県、随<sup>二</sup>阡陌<sup>一</sup>以定<sup>二</sup>邑里<sup>一</sup>。因以東西為<sup>二</sup>日縦、南北為<sup>二</sup>日横<sup>一</sup>。山陽曰<sup>二</sup>影面、山陰曰<sup>二</sup>背面<sup>一</sup>。

E・Fは、地方行政制度の施行を述べた記事であるが、両者に共通するのは、国造を定めてその国の境を定めたということである(Fに「造長」とあるのは国造を指す)。おそらく、E・Fに共通するこの伝えは、記紀編纂段階においてすでに存在していたのであり、E(『古事記』)は、それに県主のものを加えた記事を作成し、F(『日本書紀』)は、稻置のものを加えた記事を作成したということであろう。成務天皇の時代に国造制が施行されたというのは、もちろん事実の伝えとは考えられないが、記紀編纂段階において、国造制の施行がそのクニの境界の画定をとまなうものであったとする認識が存在して

いたことは、認められるであろう。

つまり、磐井を討ったのちに境を定めたというAの作者の認識は、さらに、この認識に基づいていた可能性が高いと考えられるのである。

第二に、『日本書紀』には、Aに続けて次のような記事が載せられている。

G 『日本書紀』継体天皇二十二年十二月条

筑紫君葛子、恐<sub>レ</sub>坐<sub>レ</sub>父誅、献<sub>二</sub>糟屋屯倉、求<sub>レ</sub>贖<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>。

「磐井の乱」の後、磐井の子の葛子によって糟屋屯倉が献上されたというのであるが、この記事の信憑性はどのように判断されるであろうか。

糟屋は律令制下の筑前国糟屋郡に相当する地名であり、糟屋屯倉は、博多湾岸に所在した屯倉と考えられる。磐井の本拠地は、岩戸山古墳（八女古墳群）の営まれた筑後川流域にあったと考えられるから、糟屋屯倉は本拠地から離れたところに置かれていたことになる。先に述べたように、磐井の勢力が北部九州に広く及んでいたことや、磐井と新羅が結んだことが事実とみられるのであれば、磐井が博多湾岸に勢力を伸ばし、そこに外交上の拠点を設置したのは当然のことと考えられる。磐井の子の葛子が贖罪として献上したかどうかはともかく、「磐井の乱」後、磐井が設置した外交上の拠点（糟屋屯倉）が、ヤマト政権側の手に移ったことは事実とみて間違いないであろう。

そして、この点に関して注意されるのは、『日本書紀』宣化天皇元年（五三六）条の次の記事である。

H 『日本書紀』宣化天皇元年五月朔条

詔曰、食者天下之本也。黄金万貫、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>療飢。白玉千箱、何能救<sub>レ</sub>冷。夫筑紫国者、遐邇之所<sub>二</sub>朝届、去来之所<sub>二</sub>関

門。(中略)故、朕遣<sub>二</sub>阿蘇仍君、(未<sub>レ</sub>詳也。)加<sub>二</sub>運<sub>三</sub>河内国茨田郡屯倉之穀。蘇我大臣稻目宿禰、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>尾張連、運<sub>中</sub>尾張国屯倉之穀、物部大連鹿鹿火、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>新家連、運<sub>中</sub>新家屯倉之穀、阿倍臣、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>伊賀臣、運<sub>中</sub>伊賀国屯倉之穀、修<sub>二</sub>造官家、那津之口。又其筑紫肥豊、三国屯倉、散在<sub>二</sub>懸隔。運輸遙阻。儻如須要、難<sub>二</sub>以備<sub>レ</sub>率。亦宜<sub>下</sub>課<sub>三</sub>諸郡一分移、聚<sub>二</sub>建那津之口、以備<sub>二</sub>非常、永為<sub>中</sub>民命。早<sub>下</sub>郡県、令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>朕心。

これは、那津官家を設置して各地の屯倉の穀を運ばせたという記事であるが、ここでも、記事内容の信憑性が問題となる。この詔の最初に、「食者天下之本也。黄金万貫、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>療<sub>レ</sub>飢。白玉千箱、何能救<sub>レ</sub>冷」とあるのは、『漢書』景帝紀に基づく表現であり、Hは『日本書紀』編纂段階の作文とみるのが妥当である。しかし、だからといって、記事内容のすべてが、事実と異なる作文であるということにはならない。

まず、那津官家がヤマト政権の外交上の拠点であったことは、『日本書紀』斉明天皇七年三月庚申条に、百濟救援軍派遣の拠点として「娜大津」「長津」の名がみえることから、事実と認めてよいであろう。

次にHの前半部分(「朕遣<sub>二</sub>阿蘇仍君<sub>一</sub>」から「那津之口」まで)であるが、これによれば、宣化天皇自身、阿蘇仍君を遣わして河内国茨田郡の屯倉の穀を運ばせ、蘇我稲目には、尾張連を遣わして尾張国の屯倉の穀、物部鹿鹿火には新家連を遣わして新家屯倉の穀、阿倍臣には伊賀臣を遣わして伊賀国の屯倉の穀を運ばせることを命じ、那津の口に官家を造らせたというのである。この部分は、記事内容が具体性を有しており、何らかの原資料に基づいた記述とみてよいであろう。阿蘇仍君に注して「未<sub>レ</sub>詳也」とあることも、この部分が編者の作文ではないことを示している。

物部鹿鹿火が派遣した新家連は、『皇太神宮儀式帳』に孝徳朝の天下立評の時、新家連阿久多が度会の山田原に屯倉を立て督領として仕えたことあり、また『太神宮諸雜事記』に度会郡少領として新家連公人丸の名がみえていることから、のちに伊勢国度会郡の郡領氏になった一族であったと考えられる。新家屯倉は、のちの伊勢国志志郡内に置かれた屯倉と考えられており、郡内には式内社の物部神社も存在する。伊勢国と物部氏との関係は、『日本書紀』雄略十八年八月戊申条の物部目

による伊勢の朝日郎討伐の話や、継体二十三年三月是月条に百済に派遣された人物として「物部伊勢連父根」の名がみえること、また安閑天皇元年閏十二月条の物部尾輿による伊勢国の贄土師部の献上の記事などからもうかがうことができる。そして、阿倍臣と伊賀臣についても、大彥命を祖とする同系の氏という関係があり、蘇我稲目と尾張連との間にも、地縁に基づく密接な関係があったと推定されている<sup>18)</sup>。Hの前半部分の記事内容の信憑性は、高いといつてよいであろう。

次にHの後半部分（「又其筑紫肥豊」以下）であるが、これによれば、筑紫・肥・豊三国の屯倉の穀も、それぞれその一部を割いて那津屯倉に集めさせ、非常の備えにしたというのである。前半部分に比べると具体性に乏しいが、記事内容は前半部分に続くものであり、一定の事実を伝えた記述とみてよいであろう。

糟屋屯倉と那津官家との関係ははっきりしないが、那津官家も博多湾岸に所在したのであり、ヤマト政権は、糟屋屯倉を手に入れることによって、博多湾岸に外交上の拠点を建設することが可能になったと考えられる。言い換えれば、ヤマト政権による北九州を窓口とした外交権の掌握は、磐井との戦いに勝利することによって達成されたということである。

また、Gの葛子による屯倉献上の記事は、磐井が討たれたのちも、磐井の一族が滅亡したのではなかったことを示している。葛子という名は、Gの記事にのみ登場する名であり、『日本書紀』編者が作成した名とは考え難い。葛子が磐井の子（族長位の継承者）であるというのも、事実に基づく伝えとみてよいであろう。

八女古墳群においては、岩戸山古墳ののちも前方後円墳の造営が行われており、八女古墳群の造営集団は、「磐井の乱」後もさしてその勢力を縮小することなく存続していたという指摘もある<sup>19)</sup>。磐井がAにおいて「筑紫国造磐井」と書かれるのは、先に述べたように、「磐井の乱」が反乱であったことを示そうとした意図によると考えられるのであるが、それだけではなく、のちに一族が筑紫国造職を世襲したことに基づく廻称という面もあつたとみるべきであろう。

「磐井の乱」は、ヤマト政権にとつては、制度をとまなう形での地方支配を進展させ、外交権を一元的に掌握したという大きな意義を有した事件であつた。一方、磐井の一族（八女古墳群の造営集団）にとつては、磐井が討たれたのちも地域における支配的地位を維持し、その後は筑紫国造として、ヤマト政権の一端を担うことになった。その勢力範囲は筑紫に限定

され、ヤマト政権の臣下に位置付けられることになったのではあるが、筑紫のクニという範囲においては、その支配的地位が制度的に保障されたのである。

註

- (1) 拙著『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年。
- (2) 日本古典文学大系『日本書紀』下、三六頁頭注一。
- (3) 坂本太郎「継体紀の史料批判」(『国学院雑誌』六一―一九六一年。坂本太郎著作集第二卷『古事記と日本書紀』吉川弘文館、一九八八年、所収)。
- (4) 三品彰英「『継体紀』の諸問題」(『日本書紀研究』二、一九六六年)。
- (5) 田中俊明「大加耶連盟の興亡と『任那』」吉川弘文館、一九九二年。
- (6) 長洋一「磐井の乱」(『古代を考える 磐井の乱』吉川弘文館、一九九一年)。
- (7) 森貞次郎「筑後国風土記逸文にみえる筑紫君磐井の墳墓」(『考古学雑誌』四一―三、一九五六年)。
- (8) 柳沢一男「岩戸山古墳と磐井の乱」(『継体王朝の謎』河出書房新社、一九九五年)。
- (9) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『史学雑誌』五六―七、一九四六年。坂本太郎著作集第二卷『古事記と日本書紀』前掲、所収)。
- (10) 藤間生大「日本民族の形成」岩波書店、一九五一年。林屋辰三郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」(『立命館文学』八八、一九五二年)。門脇禎二「磐井の反乱」(『世界史におけるアジア』岩波書店、一九五三年)など。
- (11) 鬼頭清明「日本民族の形成と国際的契機」(『大系日本国家史』一、東京大学出版会、一九七五年)。吉田晶「古代国家の形成」(『岩波講座 日本歴史』二、岩波書店、一九七五年)。
- (12) 山尾幸久「日本国家の形成」岩波書店、一九七七年。
- (13) 伊藤循「筑紫と武蔵の反乱」(『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館、一九九九年)。
- (14) 岡田精司「風土記の磐井関係記事について」(『神々の祭祀と伝承』同朋舎出版、一九九三年)。
- (15) 日本古典文学大系『日本書紀』下、五八頁頭注四。

(16) 同右、五八～五九頁頭注一九。

(17) 『日本書紀』孝元天皇七年二月丁卯条に、「大彥命、是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭々城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡七族之始祖也」とある。

(18) 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』吉川弘文館、一九八三年。

(19) 佐田茂「筑後地方における古墳の動向」(『古文化論攷』鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会、一九八〇年)。